

開発途上国船員養成事業費補助金交付要綱

平成2年8月 3日海教第76号
改正平成3年5月13日海教第32号
改正平成4年5月11日海教第51号
改正平成8年3月15日海教第40号
改正平成9年3月27日海教第46号
改正平成10年4月23日海教第44号
改正平成13年4月4日国海労第109号
改正平成14年4月1日国海労第307号
改正平成17年4月1日国海政第179号
改正平成21年4月1日国海総第525号
改正平成22年4月1日国海総第603号
改正平成24年3月1日国海人第161号

(総 則)

第1条 開発途上国船員養成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、開発途上国船員養成事業を行う者（以下「事業者」という。）に経費の一部を補助することにより、開発途上国の船員養成に協力・貢献することを目的とする。

(事業の概要)

第3条 この事業は、開発途上国の船員教育・訓練に携わる教育者（以下「船員教育者」という。）を研修生として受け入れ、船員教育実務の知識、技能の向上を図るため、（独）海技教育機構海技大学校における5週間の研修及び（独）航海訓練所における5週間の研修を行うものであって、別表1の内容を含むものをいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、開発途上国船員養成事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び区分に係る補助率は、別表2のとおりとする。

(補助事業者)

第5条 補助対象経費に係る補助金の交付を申請できる事業者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 民法（明治29年法律第89号）第33条の規定により設立された法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他大臣が適当と認める者

(申請手続)

第6条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、当該申請に係る補助事業を実施しようとする国の会計年度の5月30日までとする。

3 補助金の交付を受けようとする事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を事業者に送付するものとする。ただし、大臣は、交付の決定に当たり、条件を付することができる。

2 大臣は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（補助事業の内容の変更が

軽微なものである場合を除く。)は、あらかじめ様式第3による補助事業計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業の中止又は廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画額の範囲内において概算払をすることができる。

2 事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、様式第4による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事故報告)

第12条 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に補助事業事故報告を行い、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について大臣の要求があったときは、速やかに大臣に状況報告を行わなければならない。

(実績報告)

第14条 事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第5による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の決定)

第15条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6による補助金の額の確定通知書により事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、当該年度補助事業に要した補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じた額(補助率が定額である区分については実績額)の合計額と交付決定額(第9条に基づく承認をした場合には、その承認された額)のいずれか少ない額とする。

3 大臣は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える部分の補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る全額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16条 大臣は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令に若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第4項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

- 3 前項に基づく補助金の返還については、第15条第4項の規定を準用する。

(契約等)

- 第18条 事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、契約を締結し、様式第8により大臣に届け出なければならない。

(提出部数)

- 第19条 この要綱に定める交付申請書その他の書類の提出部数は、2部(正本1部及び副本1部)とする。

(補助金の経理等)

第20条 補助金の経理については、他の経理と区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにするとともに、帳簿及び経理に係る証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

附則

1 この要綱は、平成2年8月3日から適用する。

2 平成2年度の補助金交付申請書の期限については、要綱第4条第2項の規定にかかわらず、平成2年9月1日までとする。

附則

この要綱は、平成3年5月13日から適用する。

附則

この要綱は、平成4年5月11日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年5月10日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年4月23日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年4月4日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

別表 1

事業内容	事業内容の詳細
研修受入対象国との契約	事業目的、研修生受入人数、研修生選抜方法、研修期間、各種費用の研修生に対する支払い、事業の手続き、対象国の責務、研修の評価手法について、契約を締結する。
研修機関との契約	(独)海技教育機構及び(独)航海訓練所と事業目的、研修生受入人数、研修期間、各種費用の支払い、事業の手続き、各機関の責務、研修の評価方法について、契約を締結する。
研修生の選定及び割り振り	研修受入対象国及び研修生の選定を行う。
研修生の受入事務	外国人研修生の受入に当たって必要な所要の事(各国又は各研修機関との連絡調整、査証申請手続き、研修管理員の手配、研修生に関する海外旅行障害保険加入手続き、研修内容の調整、往復航空券の手配、研修生に対するオリエンテーリング、研修生の受入時から帰国時までの管理、研修終了後の効果の把握(研修後の活動状況、成果の把握)並びに事業の評価等を行う。
費用の支払い	各研修生に対する研修手当、研修機関に対する研修費、研修管理員に対する研修監理費、その他経費の支払いを適切に行う。

別表 2

補助対象経費の区分	補 助 率
旅 費	定 額
支 度 金	定 額
研 修 手 当	定 額
研 修 費 傷害保険料	定 額 定 額
研修生移動費	定 額
日本語講習費	定 額
見学旅行費	定 額
訓練記録簿作成費	定 額
教育資材費	定 額
研修監理費	定 額

様式第 1

第 号
年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者

(組織名)

(代表者名)

印

住所

年度開発途上国船員養成事業費補助金交付申請書

年度開発途上国船員養成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業の実施計画及び経費

別紙のとおり

3 補助金交付申請額

金

円

4 添付書類

(1) 申請者の営む主な事業

(2) 申請者の資産及び負債に関する事項

別 紙

1 補助事業実施計画

2 補助事業所要経費調書

補 象 の 助 経 区 対 費 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳	事業費財源内訳			備 考
			国の補助金（率）	自己負担額	計	
旅 費						
支度金						
(以下、各項目を列挙)						

様式第2

第 号
年 月 日

(組織名)

(代表者)

殿

国土交通大臣

印

年度開発途上国船員養成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった開発途上国船員養成事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費又は補助金の額が変更されたときは、別に通知するものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 2 補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令及び開発途上国船員養成事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 補助金の額の確定は、開発途上国船員養成事業費補助金交付要綱第15条によるものとする。
- 5 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金の交付の目的に反して使用しないこと。

- (2) 補助事業の経費については、他の経理と区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにするとともに、帳簿及び経理に係る証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 次に掲げる書類を計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、速やかに国土交通大臣に提出すること。
 - ア 国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類。
 - イ 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（別紙「補助金等支出明細書」）。

様式第3

第 号
年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者

(組織名)

(代表者)

印

住所

年度開発途上国船員養成事業費補助金に係る補助事業計画
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された 年
度開発途上国船員養成事業費補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり変更した
いので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 添付書類
 - (1) 計画変更に係る新旧対比
 - (2) その他必要な書類

様式第 4

第 号
年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者

(組織名)

(代表者名)

印

住所

年度開発途上国船員養成事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された開発途上国
船員養成事業費補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、開発途上国
船員養成事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
2 概算払請求額 金 円
3 概算払請求額積算基礎

補助対象経費 の区分	補助対象経費 の支出予定額	補助額	概算払 可能額	前回までの 概算累計額	今回概算払 予定額
旅費 支度金 (以下、各項目 を列挙)					
計					

様式第5

第 号
年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者

(組織名)

(代表者名)

住所

印

年度開発途上国船員養成事業費補助金に係る補助事業
実績報告書

年度開発途上国船員養成事業費補助金に係る補助事業を完了したので、
その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 完了した補助事業の概要
- 2 完了した補助事業の要した経費
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額

様式第6

第 号
年 月 日

(組織名)

(代表者名)

殿

国土交通大臣

印

年度開発途上国船員養成事業費補助金の額の
確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度開発途上国船員養成事業費補助金の額を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

1 補助金の額の確定は、当該年度補助事業に要した補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じた額（補助率が定額である区分については実績額）の合計額と交付決定額（開発途上国船員養成事業費補助金交付要綱第9条に基づく承認をした場合には、その承認された額）のいずれか少ない額とする。

2 年度開発途上国船員養成事業費補助金の確定額

金 円

算定基礎

補助対象経費支出額	金	円
補助事業者負担額	金	円
補助金対象額	金	円
補助金の確定額	金	円

3 差額金金円

算定基礎

補助金支払額

金

円

同 確定額

金

円

差 額 金

金

円

国土交通大臣

殿

申請者

(組織名)

(代表者名)

住所

印

年度開発途上国船員養成事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書

開発途上国船員養成事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（開発途上国船員養成事業費補助金交付要綱第15条第1項により確定された額）

金 円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4. 補助金返還相当額

金 円

5. 添付書類

(1) 積算の内訳を示す書類

様式第8

第 号
年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者

(組織名)

(代表者名)

住所

印

年度開発途上国船員養成事業費補助金に係る契約締結報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された 年
度開発途上国船員養成事業費補助金に係る補助事業の一部について、下記のとおり
契約を締結したので、報告します。

記

- 1 契約者名
- 2 契約件名
- 3 契約概要
- 4 添付書類
 - (1) 契約書の写し
 - (2) その他必要な書類__